

I はじめに

2023（令和5）年、「動物の愛護及び管理に関する法律」の前身である「動物の保護及び管理に関する法律」の制定から、50年を迎えます。この50年の間、同法の目的である「動物を愛護する気風の招来及び動物による人の生命・身体・財産への侵害の防止」を図るため、人と動物との関係性の変容に伴い、目的の後に続く各細則の改正がなされ、動物の適正な飼養や管理の在り方等が見直されてきたところです。

動物虐待等に関しては、改正の度に罰則が強化されてきました。2019（令和元）年6月の改正においては、「愛護動物殺傷罪」（法第44条第1項）について、「2年以下の懲役または200万円以下の罰金」から「5年以下の懲役または500万円以下の罰金」に、「愛護動物虐待罪」（同条第2項）及び「愛護動物遺棄罪」（同条第3項）については「100万円以下の罰金」から「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」と引き上げられています。

環境省では、主に地方公共団体における動物虐待等への対応強化のため、2007（平成19）年度より動物虐待等の事例に関する報道及び判例等の収集を重ね、4度にわたり事例集としてとりまとめ、公表してきました。本事例集は2018（平成30）年度作成の第4版の続編に当たるものです。

動物虐待等違反人員は、第4版作成時より更に大幅に増加しました。

依然として殺傷といった悪質な事件が後を絶たない一方で、単に動物の所有者・管理者として適切な世話をしない、いわゆる「ネグレクト」の事例、とりわけ、世話の放棄と無秩序な個体増加の悪循環に陥る「多頭飼育崩壊」の事例も目立つようになりました。国民の処罰感情の高まり、そして、各関係団体における事例への対応の強化により、今後もこのような形態の虐待がしばしば明るみに出てくることが想定されます。

起きてしまった動物虐待等の事例を社会への戒めとして共有し、引き継いでいくことは、動物虐待等罪に関する理解の深化及び対応の确实性の向上につながります。

当該事例集が広く皆様の目にとまり、動物虐待等の防止に資することを願います。

2023（令和5）年3月